

こどもっと KOBE くらぶ事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市内在住の妊娠中又は小さなお子さんを養育する方をこどもっと KOBE くらぶ（以下こどもっとくらぶ）部員に任命し、神戸で楽しく生活する様子をSNS（Instagram 及び X）で子育てをする方の視点で発信することにより、「子育てがしやすい街」というイメージの醸成を図ることを目的とするこどもっとくらぶ事業の実施について必要な事項を定める。

(こどもっとくらぶ部員の要件)

第2条 こどもっとくらぶ部員は、次の各号すべてに該当する者の中から神戸市が任命する者とする。ただし、神戸市が認めた場合、この限りではない。

- (1) 原則として妊娠中、又は小さなお子さんを養育していること。
- (2) 神戸市内に在住していること。
- (3) こどもっとくらぶとして発信に利用する Instagram 又は X のアカウントを保有していること。なお、当該アカウントの投稿内容は公開すること。
- (4) 神戸で子育てする様子やその魅力について情報発信する意欲を持っていること。

(任命期間)

第3条 こどもっとくらぶ部員の任命期間は、任命日から任命後の最初の3月31日までとする。ただし、4期までの再任を妨げない。

(定員)

第4条 こどもっとくらぶの定員は設けない。

(活動内容)

第5条 こどもっとくらぶ部員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 神戸での子育てについて、投稿を見た子育てをする方が真似・参考としたいくなるような発信をすること。発信の内容については、下記の項目を想定している。
 - ・日常の様子
 - ・お子さんと一緒に楽しめる市内スポット・お店
 - ・市の子育て施策を活用して良かったこと
 - ・子育てをしながら取り組む自分磨き
 - ・市内施設（民間施設含む）の利用や市内イベント・行事への参加 等
- (2) 神戸市が配信するニューズレター等をもとに施設等を訪れ、施設情報や感想を発信すること。
- (3) アンケート記入、意見交換会への参加、オンラインコンテンツ制作など、こどもっとくらぶ事務局からの依頼に積極的に応じること。

(投稿)

第6条 こどもっとくらぶ部員は、前条第1号及び第2号の活動（以下「こどもっとくらぶの投稿」という。）をする際は、写真を積極的に投稿すること。

- (1) こどもっとくらぶの投稿の内容を公開しなければならない。
- (2) こどもっとくらぶの投稿には、投稿する SNS アカウントに応じて、指定のブランドコンテンツタグ・ハッシュタグ・メンションをつけなくてはならない。
- (3) こどもっとくらぶの投稿の内容に他人の文章を流用してはならない。
- (4) 神戸市はこどもっとくらぶ部員の写真を含む投稿の内容を広報目的で使用するができる。
- (5) 撮影許諾のない第三者が個人を特定される状態で写っていないこと。
- (6) その他、投稿について必要な事項は、別に定める。

(活動における禁止事項)

第7条 こどもっとくらぶ部員は活動を通じて、以下の各号に定める行為（各号に定める投稿と受け取られる投稿も含む）を行ってはならない。

- (1) 法令、または公序良俗に反する投稿、活動
- (2) 宗教性、政治性が高い、あるいは、特定の子育て方法を特化・限定して推薦するなど思想信条に基づく投稿
- (3) 暴力的、性的に過激な表現や差別的表現を伴う投稿
- (4) 噂話など事実と確認の取れない内容または虚偽の内容を投稿
- (5) こどもっと **KOBE** くらぶのタグ付け等を行った上で、特定の企業の商品等の宣伝や EC サイト等へ誘導、アフィリエイトリンクの設定など営利を目的とした投稿
- (6) 知的財産権、肖像権など第三者の権利を侵害する投稿
- (7) 市および第三者に対する誹謗中傷、事業の妨害を行う投稿
- (8) 自身及び第三者の個人を特定させる情報を流布させる投稿
- (9) 悪意あるプログラムを流布させること
- (10) 第三者になりすますこと
- (11) こどもっとくらぶ部員の地位を利用し、施設の入場料の減免等の優待を求めること

(報酬等)

第8条 こどもっとくらぶ部員への報酬は、無報酬とする。

(応募方法)

第9条 こどもっとくらぶ部員に応募する者は、次の各号に定める内容を書類又はその電子データで神戸市に提出する。

- (1) 住所
- (2) 名前
- (3) 子どもの年齢
- (4) SNS アカウント
- (5) メールアドレス

(任命)

第 10 条 第 2 条に定める要件に基づき、神戸市がこどもっとくらぶ部員として任命する。

(変更報告)

第 11 条 こどもっとくらぶ部員は、応募書類又はデータの記載内容に変更があった場合は、速やかに神戸市に報告しなければならない。

(任命の取り消し)

第 12 条 神戸市は、こどもっとくらぶ部員が次の各号のいずれかに該当する場合は、こどもっとくらぶ部員の任命を取り消すことができる。

- (1) 応募内容に虚偽があった場合
- (2) こどもっとくらぶ事業の趣旨に反する行為があった場合
- (3) 第 2 条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (4) 第 5 条に規定する活動が行われていない場合
- (5) 第 7 条に該当した場合

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、こどもっとくらぶ部員の任命及び事業実施に係る必要な事項は、必要に応じて神戸市が別に定める。

第 14 条 神戸市はこどもっとくらぶの活動において発生した事故や怪我・病気などの責任を一切負わない。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。